

品川区



すまいるスクール

学びも遊びも友だちと一緒に！
放課後のみんなの居場所



すまいるスクールは、国の施策である「放課後子ども総合プラン」として「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体的に運営する、品川区の「全児童放課後等対策事業」です。学校施設を活用した安全な居場所を提供するとともに、学びと遊びを通して子どもたちの成長を育みます。すまいるスクールでは、クラスや学年を超えた様々な交流が生まれます。地域ボランティアの方々との出会いもあります。学校とも連携し、総合的に子どもたちを見守っています。

品川区子ども未来部

ようこそすまいるスクールへ

すまいるスクールは全ての品川区立小学校・義務教育学校内にあり、利用にあたっては登録が必要です。1年生から6年生までの希望する児童が、在学する小学校等のすまいるスクールに登録できます。

また区内在住で、国立・私立及びその他の小学校に通学している児童も、すまいるスクールに登録可能です。



■対象者

①品川区立小学校・義務教育学校に就学する児童
*品川区外在住で実施校へ就学している場合、現時点では参加可能です。

②区内在住で、国立・私立及びその他の小学校に在学の児童（特別支援学校及び各種学校を含む）

■実施日

年間を通して、月曜日から土曜日まで

☆日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

■利用時間

①＜学校がある日＞ 下校～午後5時＋延長利用

下校	5時	6時	7時
学校	すまいる利用時間	延長利用	
		1～6年生	1～3年生

下校後、直接参加します。

②＜学校が休みの日＞

午前8時15分～午後5時＋延長利用

8時15分	5時	6時	7時
すまいる 利用時間	延長利用		
	1～6年生	1～3年生	

午前8時15分から参加できます。

実施時間内なら何時からでも参加ができます。

ただし、延長利用のみの参加はできません。

③帰宅時刻

小学生が帰宅する時刻として、学校の指導する午後5時を基本とします。

保護者が働いているなどの事情がある場合は延長利用申請（承認制）により午後7時まで利用できます。（ただし午後6時から7時は、1～3年生まで）

※おおむね午後4時/4時30分/5時など
家庭で決めた時刻に帰宅します。

※午後6時を過ぎての帰宅は、お迎えが必要です。

※出欠確認等児童の安全面を考慮し、再登校、再利用することはできません。



■利用施設

各学校のすまいるスクールのスペース他、学校の授業等で使用しない時間には、校庭、体育館、特別教室等も使います。

■利用登録について

①利用登録は毎年必要です。

②利用登録にあたっては、下記の書類を提出します。

- ・すまいるスクール利用登録書兼利用児童状況票
- ・口座振替依頼書
- ・食物アレルギーに関する調査票

すまいるスクールを初めて利用する国立・私立及びその他の小学校に在学の児童の場合、区役所の子ども育成課育成支援係に提出してください。登録決定通知後に参加ができます。

③利用料

午後5時まで利用	1ヶ月	250円
午後6時まで利用	1ヶ月	3,250円
午後7時まで利用	1ヶ月	4,250円

※利用料の減額（世帯に小学生が2人以上いるときの2人目から）や免除（就学援助の受給、住民税非課税世帯、生活保護受給世帯等）の制度があります。詳細はお問い合わせください。

別途、すまいるスクール補償制度（保険掛金）が必要です。 ※年度額 650円

④費用の支払い方法

- ・利用料は毎月月末に口座引き落としになります。
- ・すまいるスクール補償制度（保険掛金）は利用登録開始月内に現金でお支払ください。

⑤登録内容の変更

変更がある場合は、各種申請書類を前月10日（休日前倒し）までに提出してください。

■延長利用について

保護者の就労等によりお子さんが家庭において適切な保護が受けられない場合、すまいるスクールを午後7時（4年生以上は午後6時）まで利用することができます。

- (a) 「すまいるスクール時間延長利用申請書」を提出してください。勤務証明は不要ですが、記載に不備や不足があると利用承認が出来ませんのでご注意ください。
- (b) 利用料については左のページをご覧ください。
- (c) 午後5時～午後5時半の間に少量の間食（市販品）を希望者に提供します。詳しくは5ページをご覧ください。
- (d) 延長利用の際は、全学年「参加カード」に保護者が帰宅時刻を記入してください。
- (e) 午後6時を過ぎるの利用は、保護者等のお迎えを必ずお願いします。



■子どものケガなど

- ① 小さなケガは、すまいるスクールで指導員が対応した上、保護者に連絡します。
- ② 病気やケガの程度によっては、保護者に連絡してお迎えを依頼する場合があります。「すまいるスクール利用登録書兼利用児童状況票」に、確実につながる連絡先を記載してください。
- ③ 緊急を要する場合は、病院へ搬送後に保護者へ連絡する場合があります。
- ④ すまいるスクールの保険は、学校の「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」とは異なります。通院の際は、「保険証」と「子どもすこやか医療証」を持参してください。
- ⑤ すまいるスクールから「事故通知書」をお渡しします。保護者ご自身で保険会社に請求してください。



すまいるスクール補償制度について

すまいるスクール活動に関わるケガは、学校管理下ではないため、「エース損害保険株式会社」の「すまいるスクール補償制度費用保険」に加入していただきます。

<ケガをした時の請求方法>

- ・保険金の請求には1日以上の治療実日数が必要となります。
 - ・事故から30日以内に保護者ご自身がエース損害保険株式会社に請求手続きをします。
 - ・事故通知書をFAX送付すると、ケガをした方へ保険金の請求に必要な書類一式が直接送られてきます。
- 補償内容は以下の通りです。

補償対象範囲			補償金額	
(1) おケガ等の補償	療養補償金	入院日額	傷害事故	1日4,500円（180日以内）
			特定疾病	1日450円（180日以内）
		通院日額	傷害事故	1日2,000円（90日以内）
			特定疾病	1日200円（90日以内）
	災害死亡補償金	傷害事故	1,000万円	
		特定疾病	100万円	
後遺障害補償金	傷害事故	最高1,000万円		
	特定疾病	最高100万円		
(2) 賠償責任の補償金	賠償責任の補償金	身体に対する補償（支払限度）	1名：1億円 1事故・期間中：3億円 （免責0円）	
		財物に対する補償（支払限度）	1事故 期間中：1,000万円 （免責0円）	